

「徳島県消防団応援の店」推進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県内の消防団員の確保及び加入を促進し、もって地域防災力の充実強化を図ることを目的として実施する、県内の消防団員及び家族等に対するサービス等の提供を行う「徳島県消防団応援の店」（以下「応援の店」という）推進事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 団員

消防組織法第19条に規定する消防団員のうち、県内の消防団に属する者

(2) 家族等

応援の店がサービスの提供を認める団員の家族

(3) サービス等

応援の店が、第1条の趣旨に賛同し、自主的に、提供する施設の利用料金又は商品価格の割引、記念品等の進呈その他応援の店が実施する各種サービス

(事業主体)

第3条 この事業は、徳島県（以下「県」という。）及び公益財団法人徳島県消防協会（以下「消防協会」という。）が相互に協力して実施するものとする。

(応援の店の登録)

第4条 応援の店の登録を希望する店舗、企業及び施設等（以下「店舗等」という。）は、徳島県消防団応援の店登録申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）を知事に提出するものとする。

2 前項の申込書の提出は、店舗ごとに提出することを原則とするが、店舗が複数ある場合で知事が必要と認める場合は、この限りでない。

3 知事は、申込書の内容を精査し、適当と認める者を応援の店に登録し、登録台帳（第2号様式）を作成する。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する店舗等については、登録を行わない。

(1) 公序良俗に反する者

(2) 県の信用又は品位を害すると認められる者

(3) 特定の政治活動や宗教活動に関わっている者

(4) 徳島県暴力団排除条例第2条第1項第1号に定める暴力団、又は、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等である者

(5) 地域住民の利益を害すると認められる者

(6) その他、知事が公益上登録しないことが適当と認める者

(表示証の交付等)

第5条 知事は、前条により登録したときは、申込者に徳島県消防団応援の店登録決定通知書(第3号様式)及び表示証(第4号様式)を交付する。

(表示証の掲示等)

第6条 応援の店は、原則として店舗の見やすい場所に表示証を掲示するものとする。

2 応援の店は、自ら作成するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、ホームページその他の広告等に表示証のデザインを使用することができる。

(応援の店の公表)

第7条 県は、応援の店の名称及びサービス内容等について、県ホームページ等に掲載するものとする。

(登録の変更)

第8条 応援の店は、登録された内容を変更しようとするときは、徳島県消防団応援の店登録変更届出書(様式第5号)により、変更の1か月前にまでに、知事に申請するものとする。

2 知事は、前項に規定する申請があったときは、登録台帳の当該内容を変更するとともに、その旨を様式第6号により当該事業所あて通知するものとする。

(登録の廃止)

第9条 応援の店は、登録を廃止しようとするときは、徳島県消防団応援の店登録廃止届出書(様式第7号)により、表示証を添えて知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項に規定する届出があったときは、登録台帳から抹消するとともに、様式第8号により当該事業所あて通知するものとする。

(登録の取消し)

第10条 知事は、応援の店が事業を廃止したとき、偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき又は第4条第3項第1号から第6号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、登録を取り消すものとする。

2 知事は、前項に規定するときは、登録台帳から抹消するとともに、様式第9号により当該事業所あて通知するものとする。

3 前項の規定により登録を取り消された応援の店は、速やかに表示証を県へ返還しなければならない

(団員カードの交付等)

第11条 知事は、県内の消防団員に対し、団員であることを示すカード(様式第10号。以下「団員カード」という。)を作成し、消防団を所轄する市町村、板野東部消防組合及び美馬西部消防組合(以下「市町村等」という。)を通じて各団員に交付するものとする。

- 2 団員等は、応援の店から提供されるサービス等を受けようとするときは、署名した団員カードを提示しなければならない。
- 3 団員等は、団員カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。
- 4 団員カードの汚損・紛失等により再発行を希望する団員は、再交付申請書（様式第11号）を市町村等を通じて県に提出することにより再交付を受けることができる。
- 5 団員は、退団等により消防団員でなくなった場合は、速やかに市町村を通じて団員カードを県に返還しなければならない。

（団員カードの掲示等）

第12条 団員は、団員カードの掲示又は応援の店が定める方法により団員であることを証明することにより、応援の店でサービス等の提供を受けることができるものとする。

（雑則）

第13条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。